

= 団体等を名義とする口座の

開設方法 =

※注意※

あくまでも一般的な一連の流れの例になります。

恐れ入りますが、口座開設の際は、事前に開設をする銀行等へお問い合わせください。

<必要な書類>

- ・ 口座利用申込書…銀行等の発行する口座開設に必要な書類
- ・ 団体等の規約
- ・ 口座へ登録する印章（印かん）
- ・ 口座に設定する代表者の本人確認書類…免許証や保険証など、本人であることを確認できる公的書類

<一般的な口座開設の流れ>

《事前に口座開設予定の銀行等へ連絡》

事前に必要な書類等を聞く事により、その後の流れがスムーズになります。

《口座開設に必要なものを用意》

（例）団体の規約・登録する印章（印かん）等

《口座を開設する銀行等へ提出》

口座開設に必要な書類や印鑑を持参し、提出します。

《通帳等の発行》

内容に問題が無い場合、口座の発行の手続きへ進みます。

※ゆうちょ銀行口座の場合、書類を提出したその日に手渡しにて通帳を受け取ることも可能です。

《その他》（ポイント、補足）

- ・ 口座開設の際は代表の方が行うと事務処理をスムーズに行えます
- ・ ゆうちょ口座の場合、口座開設の手続きののち、直接通帳を受け取ることもできます。
- ※ 手続きをされる方の本人確認書類の種類などにより郵送での通帳の受取となる場合もあります。

<団体規約の例>

“〇〇〇〇(団体等の名称)” 規約

第1条(名称)：本団体の名称を下記のとおりとする

・〇〇〇〇(団体等の名称)

(ヨミガナ)

・(英表記(ある場合))

略称：

(ヨミガナ)

第2条(所在地)：本団体の所在地を下記に置く

〒

福島県

第3条(目的)：本団体は、～を目的とする。目的を円滑に遂行するために、～～する。目的を達成するため、下記の業務を遂行する。

1)

2) 〇〇

3) 上記に関わる業務全般

第4条(構成員の資格)：構成員は、本団体の目的に賛同した者とする

第5条(役員)：本団体に以下の役員を置く

(役員)

代 表 〇〇 〇〇 役 員 △△ △△

[代表住所]

〒

福島県

第6条(代表)：代表は団体を代表し、円滑な運営に努める

第7条(施行)：この規約は平成28年 月 日より施行する

第8条(設立)：本団体の設立日は平成28年 月 日である

こちらの一文を記入することで、『団体の代表者の証明』となります。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明する

平成 年 月 日

〒 ー

代表者住所

代表 _____ (印) _____